

一般社団法人長崎県損害保険代理業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県損害保険代理業協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため、損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険代理店に対する教育研修事業
- 二 損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究および関係諸機関への提言
- 三 損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝及び防災活動
- 四 損害保険代理店の広報活動
- 五 地域社会に貢献するためのボランティア活動
- 六 会員の福利厚生増進のための事業
- 七 会員への情報伝達と相互理解を図るための会報などの発行
- 八 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(主たる事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を長崎県長崎市におく。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。

(ア) 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員及びその資格)

第6条 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。

(ア) 正会員は保険業法第276条により登録された損害保険代理店の代表者とする。

(イ) 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。

(ウ) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

(入会の方法)

第7条 本会の正会員、一般会員、及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会に入会する場合は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

(ア) 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第9条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(退会)

第10条 会員は次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 会費の滞納
- 四 その他法に規定する事由

(戒告及び除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用をき損したとき
 - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき
 - 三 会員としての義務の履行を怠ったとき
2. 前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会の日から1週間前までにその旨通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第12条 会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員の名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の主たる事務所に常置するものとする。

2. 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞無く本会に届けなければならない。
3. 本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。

第3章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。通常総会は法上の定時社員総会とし、臨時総会は法第36条第2項の社員総会とする。

2. 正会員の5分の1以上又は監事が総会の会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
3. 総会は開催の日から少なくとも2週間前に、総会の会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を發して招集しなければならない。

(招集)

第15条 総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故がある時は、その総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の表決権の過半数を有する正会員が出席し、出席

した正会員の表決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず第 11 条第 1 項の除名の決議、及び第 26 条のうち監事の解任の決議、並びに法で定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(表決権)

第 18 条正会員は各 1 個の表決権を有するが、一般会員及び賛助会員は表決権を有しない。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、第 19 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人によって表決権を行使することができる。
3. 前項に規定する代理人は、本会の正会員に限るものとし、総会ごとに委任状を提出しなければならない。
4. 書面又は代理人によって表決権を行使する正会員は、総会の出席者とみなす。
5. 表決権は法上の議決権とする。

(総会の議事録)

第 19 条総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果並びに、その他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員 2 名以上の者が、署名又は記名押印しなければならない。

議事録は、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員及び顧問

(役員の種類)

第 20 条本会に次の役員を置く。

- 一 理事 3 名以上 15 名以内
うち 会 長 1 名
副 会 長 2 名以上 6 名以内
専務理事 1 名以内
常務理事 3 名以内
 - 二 監事 1 名以上 2 名以内
2. 会長は法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は、正会員の中から選任する。
3. 前項の規定にかかわらず理事 2 名以内を正会員以外から選任することができる。
4. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(役員職務及び権限)

第 22 条会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐する役割を担う。
3. 専務理事は、本会の業務を執行する。
4. 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
5. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
6. 会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を社員総会に報告しなければならない

(監事の職務・権限)

第23条監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条理事及び監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は3期を限度とする。

2. 役員は、辞任または任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(解任)

第25条役員は、職務遂行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があった時、あるいは本会の名誉又は信用を毀損行為をした時は、総会の決議により解任することができる。ただし監事を解任する場合は、第18条第2項の規定による。

(報酬等)

第26条役員報酬等は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、総会において、その取引についての重要な事実を開示し、総会の了承を得なければならない。

- (ア) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (イ) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (ウ) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

(顧問)

第28条本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する
3. 顧問は、本会の諮問に応じ、総会、理事会に出席して意見を述べるができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条理事会は、次職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定に関する事項
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 前3項に掲げられるもののほか、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項

(招集)

第31条会長は、理事会を招集する

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第34条本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に当てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置及び運営に関する規約は別に定める。

(事務局)

第35条本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

2. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
3. 事務局長は理事をもって充てることができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第36条本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 寄付金品
- 四 資産から生ずる果実
- 五 事業に伴う収入
- 六 前各号以外の収入

(経費)

第37条本会の経費は資産をもって充てる。

(資産の管理)

第38条本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第39条本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書の作成)

第41条会長は毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書
2. 会長は、前項の各書類を、毎年通常総会の開催日より3週間以上前に監事に提出して監査を受けなければならない。
 3. 監事は、前項の書類の提出を受けた日から1週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。
 4. 第1項の書類のほか、監事の監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置く。

(事業報告書等の承認)

第42条会長は、前条第1項各号の書類を理事会の承認を得て、通常総会に提出してその承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

(解散)

第44条本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第45条解散に伴う残余財産の処分方法は、総会の決議を経て、これを定める。

第9章 補則

(施行規則等)

第46条本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。